

日本幼稚園協会編輯
幼兒の教育

會長　東京女子高等師範學校校長　下村壽一
主幹　附屬幼稚園主任事務　倉橋惣三
日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

會ノ開催

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園
ニ關系アレミノ又ハ幼兒教育ニ當ニ

ニ關係ナルモノ又ハ幼兒教育ニ關志ナ
ルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ醸出スヘシ、會員ハ無料ニテ本

會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ク

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒ

テ客員トナスコトアルヘシ
第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本

會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、
モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアル

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。

第十條 方會へ毎年一同総會ミ開ク
但場合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會へ左ノ事業ヲ行フ

之教育	下村壽一
師範學校教授	倉橋惣三
園主事	會ノ開催
他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件	一、雑誌發行(毎月一回)
第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク	一、幼稚教育ニ關スル圖書刊行
會長 一名	一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
主幹 一名	一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
幹事 若干名	會務ヲ總理ス
評議員 若干名	會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス	會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年	重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ	期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
第十三條 本規則ハ總會出席會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス	本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

定 規 文 注

不許複製

載 轉 禁

印 刷 者 柴 山 則 帶
東京市本郷區駒込林町百七十二番地
印 刷 所 會社合資 杏 林 全
東京市小石川區大塚町三十五
東京女子高等師範學校附屬幼稚園內

一、本誌御注文の方は凡て前金(郵税共)で願ひます。
(郵券代用の場合は總て割増)
一、御送金の場合にはなるべく振替貯金で振替口座に
東京一七二六番日本幼稚園協会宛に願ひます。
一、送金の節には第何巻第何月號より第何月號迄
一、明記せられたし。
一、本誌の代金に對しては別に領收證を差し出しません。
一、特に御入用の方は往復はがきで御申越か願ひます。
一、會賛切又は前金切の際にはその最終發送の雑
誌の帶封に「前金切」の印章を押捺いたしますが、
其結果は早速御送金を願ひます。
一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發
送を願ひます。